

電波監理審議会（第1094回）議事録

1 日時

令和3年9月13日（月） 15：00～16：39

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

日比野 隆司（会長）、兼松 由理子（会長代理）、笹瀬 巖、
長田 三紀、林 秀弥

(2) 審理官

越後 和徳、鹿島 秀樹

(3) 総務省

（情報流通行政局）

吉田 博史（情報流通行政局長）、藤野 克（大臣官房審議官）、
三田 一博（総務課長）、飯倉 主税（放送政策課長）、
佐藤 輝彦（放送政策課企画官）、堀内 隆広（地上放送課長）
安東 高德（衛星・地域放送課長）、廣瀬 照隆（地域放送推進室長）

（総合通信基盤局）

二宮 清治（総合通信基盤局長）、野崎 雅稔（電波部長）、
林 弘郷（総務課長）、荻原 直彦（電波政策課長）、
小津 敦（基幹・衛星移動通信課長）、翁長 久（移動通信課長）
田中 博（移動通信企画官）

(4) 事務局

高田 貴光（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

目 次

(1) 開 会	1
(2) 報告事項（総合通信基盤局）	
① 航空機局の無線設備等保守規程に係る無線局の保守の実施状況…	1
② 周波数再編アクションプランの見直し（案）	8
(3) 諮問事項（情報流通行政局）	
日本放送協会放送受信規約の変更の認可	
（諮問第19号）	20
(4) 報告事項（情報流通行政局）	
令和2年度民間放送事業者の収支状況	27
(5) 閉 会	38

開 会

○日比野会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、引き続き感染防止策の徹底を図っていくこととされておりますことから、本日の9月期定例会議は、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づいて、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項1件、報告事項3件となっております。

それでは、総合通信基盤局の職員に入室するよう連絡をお願いします。

(総合通信基盤局職員入室)

○日比野会長 それでは、審議を開始いたしたいと思います。

報告事項（総合通信基盤局）

(1) 航空機局の無線設備等保守規程に係る無線局の保守の実施状況

○日比野会長 報告事項で、航空機局の無線設備等保守規程に係る無線局の保守の実施状況について、小津基幹・衛星移動通信課長から説明をお願いします。

○小津基幹・衛星移動通信課長 今、御紹介にあずかりました小津です。御報告させていただきます。

資料1 ページ目を御覧いただけますか。右下にページ数を書いております。無線設備等保守規程の認定制度の概要について御説明いたします。

この認定制度は、平成30年8月より運用を開始しております。左側の図を御覧いただけますでしょうか。免許人は、PDCAサイクルを活用した無線設

備等の点検、その他保守に関する規程、これを無線設備等保守規程と呼んでおりますが、これを作成して、総務大臣の認定を受けます。実際に点検保守業務を実施し、その実施状況や不具合の状況等の定期報告を大臣に対して行います。

この無線設備等保守規程の主な記載項目は、1 ページ右下の中段に記載しています。この認定制度を導入すると、右下の表のとおり、従来の定期検査から少し変わります。例えば、実際に機体から無線設備を取り下ろして検査を行う電気特性の点検や実際に機体を飛ばして無線機の試験を行う総合試験については、この認定制度を導入すると、従来の定期検査と比較して、検査の間隔を長くすることができるようになります。この表のとおり、定期検査のときはおおむね1年から2年で実施していた定期検査が、認定制度の場合には、大体5年のうちに実施することになり、自主的に自らのスケジュールに基づき実施する自由度が生まれます。免許人は、従来の定期検査とこの認定制度と、いずれか良い方を自ら選択します。

次の2 ページ目を御覧いただけますでしょうか。先ほどのPDCAサイクルをもう少し詳しく書いたものです。新たにPDCAサイクルの手法を取り込み、各社が自主的に行う無線設備の点検保守業務の実施状況や無線設備の不具合状況、その原因、実施した対策措置を毎年報告します。結果的に、持続的な信頼性管理を自ら行うこととなります。日頃の点検業務で信頼性維持を図るとともに、必要に応じて実施方法や体制や検査の間隔、管理値の見直しなど、自ら規程に基づいて改善・見直しをしていくこととなります。総務大臣側の役割としては、各免許人が適切にこのサイクルを回していることを確認することとなります。具体的には、年1回免許人から過去1年の点検業務や必要な改善状況について報告を受けることとなります。新たな認定制度であること、また、無線設備等保守規程の認定変更を諮問不要としていることから当分の間、この電監審においてその取組について報告させていただくことになっています。

3 ページ目を御覧いただけますでしょうか、左上のとおり、認定事業者は、令和元年に 5 社、令和 2 年に 7 社、合計 12 社となります。この 6 月末にこの 12 社から実施状況について報告がありました。報告事項は表の右側 7 項目になります。下の表は、その報告内容を整理したものです。

各社とも不具合が発生した設備について修理や交換を行い、適切に対応していることがわかりました。この交換には、部品の交換から、設備自体を交換して、シリアルナンバーが変わる交換までが含まれます。そのほか、スペック内であっても、劣化が見られる場合に、予防措置として自主的に交換を行うなど、品質維持に努めています。また、管理基準値を満足しない設備がある場合には、上記の不具合が発生した場合の対応を行うことに加えて、詳細な原因究明に努め、必要に応じて、同じ型式の設備を使用している機体全ての状況を確認したり、メーカー側に品質改善の申入れを行ったりしています。特に今年はコロナの影響が大きく、一部のエアラインでは、点検職員の確保が難しく、点検数自体が減少しているが、5 年の間に行えば良い点検も多いため、来年以降に集中して対応することになります。各社とも、2020 年度はコロナの影響により管理値算定の基礎となる飛行時間が大きく減少する等、例年と異なる環境にありましたが、各社とも保守を適切に行う体制自体を維持していると考えられるため、2021 年度の管理基準値や点検の間隔については従来の設定値を維持することとしています。

以上です。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、本件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等ございますでしょうか。

○笹瀬委員 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○日比野会長 お願いします。

○笹瀬委員 今説明がありましたように、コロナの感染の影響で点検職員の確

保が困難になるということで点検数が減っているということは分かりましたが、実際飛行時間は変わっており、それに関しては今、特に変更は何もしてないということは理解しましたが、例えば、飛行時間がすごく少なくなることによって何か問題が生じるという、そういう事例みたいのがあったのでしょうか。例えば、ある時間、ずっと使っていないわけですね。そういうときに問題になるとか、逆に言うと、飛んでいる時間によって決まるようなものがあった場合に、飛んでいる回数がかかり減れば、もう少し長い時間待ってから点検することが妥当とか、点検自体が変わってないことは分かるんですけども、何か問題のようなことがあったかどうか。

○小津基幹・衛星移動通信課長 御指摘ありがとうございます。まず、コロナが起こってまだ1年目であるため、大きな変化が生じたか否かの判断はまだできないというのがエアライン側の説明でした。今年は確かに飛行時間自体が少なくなったため、私どもも、エアラインに質問しています。故障が起こる大きな要因として、仮に部品自体の経年変化と飛行時間に影響を受ける変化の2つがあるのであれば、例年と比べて、飛行時間が少ない今年は、その2つの要因のバランスが変わっているのではないかと、例えば、鶴亀算のように考えれば、その2つの要因の影響度合いがわかるのではないかとといった質問をしてみました。そうすると、まだ1年目なので分からないが、重要な点であるので確認していきたいとの回答でした。

1つ言ってきたのは、例えば、無線機の中にATCトランスポンダーがあります。ATCトランスポンダーにはいろんな種類がありますが、1つは機体の高度を計測するレーダーですが、機体の外につけてあります。この故障率が、今年は飛行時間が減ったせいか随分下がったとの話も聞いています。

○笹瀬委員 どうもありがとうございました。

○日比野会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょう。

兼松会長代理、よろしいですか。

○兼松代理 ありがとうございます。小津様、御説明ありがとうございました。笹瀬先生の質問とも似ていると言えれば似ていますが、昨年度はコロナということで相当飛行時間が少ないから従来之年とは一概に比較できないということで、管理値の算定が違ってしまうため、前年との比較は難しいと思いますが、今年も回復基調にあるとはいえ相変わらずイレギュラーではあると思います。そういう年が1年、2年と続く場合に、今年は異常な故障が発生したのかどうかはどうやって評価するのかということがちょっと気になりました。それから、まだこの制度が始まって1年程度ですが、総務省の感触としては、不具合が出ている感じは大体予想どおりなのか、それとも、飛行時間が少ないのに多いなどという印象になるのか、その辺はいかがでしょうか。

○小津基幹・衛星移動通信課長 御質問ありがとうございます。重要な点だと思います。エアライン側にもこういった質問をしているところです。まず、不具合の件数ベースでは例えば大手のエアラインでは、保有する無線機器の総数に対して、不具合が出た件数を比べると、両者間で特に大きな差はないように思えます。

次に、各エアラインとも基準値を設けて、その基準値を超えた場合に丁寧な調査をすることとしていますが、今回、その基準値を超えて、対応が必要となった回数が前年と比較して大きく増えたということもないように聞いております。従って、確かにコロナで例年と状況は違っていますが、差し当たり今年度については、基準値を見ながら対応するという彼らの独自のプロセスがそれ相応に回っていると思っているところです。ただ、こういった点は重要ですので、引き続き注意深くエアライン側と意見交換しながら状況を追っていきたいと思っています。ありがとうございます。

○兼松代理 ありがとうございます。ちょうどこういう新しい制度が始まった

のとコロナの影響が同じぐらいの時期になってしまったので非常にイレギュラーなところから始まってしまったということで、評価が難しいところではございますけれども、引き続き評価を続けていただきたいと思いますのと、それからコロナで点検職員の確保が難しかったから点検が少なかったと、今後やりますとおっしゃっているわけですが、今後も出社が難しいという状況が続くのではないかという気もしますので、この辺はそういうことも踏まえた上で計画は立てていると。万一コロナの影響が続いたとしても、点検はきちりできますということで各エアラインは計画を立てておられるのでしょうか。

○小津基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。これについても、各者とも規程の枠内で自主的にバランスを取っている面もあるかという気もいたします。5年経ったところで全部終わると言っておりますので、しばらくその様子を見守りたいと思っています。

○兼松代理 ありがとうございます。了解いたしました。

○小津基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

○日比野会長 それでは、林委員、何かございますか。

○林委員 先生方の御質問とも重複するかもしれませんが、無線機器単体レベルでオペレーター同士で不具合情報の共有は行っていないと承知していますが、飛行機レベルでは、航空機メーカー、エアライン、機器メーカーが集まって、いろんな故障や改善方法について議論を行う仕組みがあると聞いたことがあります。今回のこういった無線設備の故障みたいな不具合情報も、無線機器メーカー、航空機メーカー、エアラインのオペレーター同士で情報共有をして、改善につなげられるようなプラットフォームなり「場」みたいなものを、発展させられれば良いとも思いました。その辺り、何かあればお願いいたします。

○小津基幹・衛星移動通信課長 先生、御指摘ありがとうございます。資料の1ページ目の左下の先ほどのPDCAの絵の一番下に緑の四角があり、エアラ

イン側から定期報告の不具合状況のデータを私どもが入手し、有効性を評価した上でその知見を共有という形で今後やっていきたいと思っております。具体的なやり方については、今後もう少しエアライン側と話をしながら考えていきたいと思っております。

一言お伝えさせて下さい。機体レベルでは、I C A Oという国際機関の場で、各国の当局、各国のエアライン、機体メーカーなどが共同で行っていると聞いておりますが、それがどのように機能しているかというのを現在調査中でございます。

一方で、これはエアライン側の意向もよく聞きたいと思いますが、事故情報や故障情報は、彼らから見れば、場合によっては極めて機微な経営情報である可能性があります。場合によっては、機器メーカーや無線機メーカーとの間で部外者に口外しないというN D A契約を結んでいる例もあるかもしれません。あるいは、自分たちが、このビッグデータに基づき、他社に対して、例えば、保守サービスやコンサルティングサービスを提供する可能性もあるような気もいたします。ある意味、そういった将来のビジネスになるかもしれない部分をどういった形で共有し、共有知とするか、そういったことは何かのバランスがあってもいいかなと思っております。その辺について、今まさに事務方のほうで検討を進めているところでございます。こういった点、重要と思っておりますので、先生におかれましては、また引き続き御指導いただければと思います。ありがとうございます。

○林委員 丁寧に御教授くださいます、ありがとうございます。ぜひ御検討を進めていただければ幸いに存じます。ありがとうございました。

○小津基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

○日比野会長 あと、長田委員、何かございますでしょうか。

○長田委員 先生方からいろいろな質問や御意見を出していただいていたので、

私もそれでよく理解できました。特にございません。

○日比野会長 ありがとうございます。これまでの委員の先生方の質問等で大体カバーされていますが、1つだけ申し上げておくとすると、航空業界の経営環境はコロナが収束に向かうにしても、やはり元にはなかなか戻らないというのが一般的な見方じゃないかと思います。そういった中で、こういった保守という部分は、やっぱりしっかり見ていく必要があるかと思います。兼松代理がおっしゃったとおり、制度変更とコロナ禍がたまたまほぼオーバーラップしてしまったという導入期の環境もありますので、その辺りはぜひ引き続き実施状況等についてしっかりと見ていただければと思います。

以上です。

○小津基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

○日比野会長 それでは、よろしいでしょうか。特になければ、本報告事項につきましては終了したいと思います。ありがとうございました。

○小津基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございました。

(2) 周波数再編アクションプランの見直し(案)

○日比野会長 それでは、続きまして報告事項、周波数再編アクションプランの見直し(案)につきまして、荻原電波政策課長から説明をお願いいたします。

○荻原電波政策課長 電波政策課の荻原と申します。周波数再編アクションプランの見直しについて御説明させていただきます。

本アクションプランは、本日の電波監理審議会での御報告の後、意見募集を開始しまして、提出された意見も踏まえて、改めて電波監理審議会に御報告させていただいて、確定版を公表させていただきたいと考えております。

2 ページ目を御覧いただければと思います。アクションプランは、下のほう

に図で示してございますけれども、電波の利用状況調査ですとか、国内外の検討状況に基づきまして、周波数再編の取組方針について毎年、総務省にて策定、公表しているものでございます。今年度は、上のオレンジの枠を御覧いただきたいんですけども、②に記載していますように、本年7月に答申いただきました令和2年度の電波の利用状況調査の評価結果と、また、これも7月に報告させていただきましたが、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書の提言を踏まえまして、今回見直しを行っております。

3ページ目を御覧ください。このスライドは、アクションプランの主な7つのポイントをまとめております。周波数再編目標、一番上でございますけれども、そのほか、重点的取組として6項目を記載しております。内容はこの後、御説明させていただきます。

4ページ目を御覧ください。まず、ポイントの1つ目になりますが、昨年度までのアクションプランでは、2020年度末までの再編目標として約4GHz幅の周波数確保を目指しておりました。結果は、右側の青枠内ですけれども、合計約4.7GHz幅と目標を上回る周波数を確保したところでございます。

5ページ目を御覧ください。今回、2025年度末までの目標としまして、先ほど申し上げました懇談会の報告書を踏まえて、合計で16GHz幅の目標を掲げております。この目標の達成に向けた進捗状況については、毎年アクションプランでフォローアップしていければと考えております。

6ページ目を御覧ください。ここから重点的取組の御説明となります。このスライドと次のページのスライドでは、「公共業務用周波数の有効利用の促進」ということでまとめております。

まず、このスライドでは、他の用途で需要が顕在化している周波数を使用するシステムを一覧化して、全部で7つございます。これら、他の用途の需要としまして、5Gですとか無線LAN、表にも記載しておりますけれども、ほか

の重点的取組と密接に関連がございます。したがって、(2) から (5)、この後の重点的取組において、併せて御説明をさせていただきたいと思っております。

7 ページ目を御覧ください。ここでは、公共業務用無線局のうちアナログ方式を用いる 1.3 GHz システムを示しております。今後の取組といたしまして、デジタル化、または、現在実証を進めております P-S-LTE への代替を含めて検討していくこと、それからまた、検討状況につきましては、2 年周期で実施している電波の利用状況調査だけではなくて、毎年フォローアップをしていくこととしております。

8 ページを御覧ください。次の重点的取組 (2) でございますけれども、5 GHz の普及に向けた対応ということで、このページを含めて 4 ページにわたって取組をまとめております。まず、真ん中の周波数の帯がございますけれども、青い斜線が 5 GHz 候補の周波数帯です。その中に赤い枠がございますけれども、これが既存の無線システムが使用していない時間とか空間で共用しながら電波を利用するダイナミック周波数共用の検討対象の帯域としております。2.3 GHz 帯については、このダイナミック周波数共用を適用するという事で検討しておりまして、本年度中に制度整備と割当てを実施するという事、それから、右側の 2.6 GHz 帯、これについては、衛星システムの陸上でのニーズというのが主に災害時であることを踏まえまして、災害時は衛星システムで利用して、平時は携帯電話で利用するといったダイナミック周波数共用の適用を含めた検討を進めていきたいと考えているところでございます。

9 ページ目を御覧ください。「5 GHz 等の普及に向けた対応」ということで、4.9 GHz 帯でございますけれども、まず、(1) の先ほどの公共業務用無線局の関連で、真ん中の図の右側に黄色い点線がございますけれども、そこに取組方針を記載しております。この緑の帯域で使用している 5 GHz 帯の無線アクセスシステムを廃止または移行するとしてございます。一方、5 GHz 帯の無線

アクセスシステムについては、公共業務用以外の用途でも、現在、数多くの無線局で使われておりますので、4.9GHz帯への5Gの導入に向けて、引き続き公共業務用以外のシステムの移行や再編を含めて検討を進めていくこととしております。また、ローカル5Gについては、昨年度追加割当てを行いました。今後はユースケースに応じた開発実証のほか、広域利用の検討について進めていくこととしたところでございます。

10ページ目を御覧いただきたいんですけれども、26GHz帯になります。26.6から27.0GHz、ここについては、終了促進措置の活用を含めた再編の検討、それから、赤の網かけをしている部分ですけれども、25.25から26.6GHz帯については、ダイナミック周波数共用の適用を含めた検討をしてみたいと考えてございます。そのほか、24GHz帯、国際的な移動通信システムへの使用が特定された帯域となっておりますけれども、今後可能性について検討していきたいと考えております。

11ページになります。5Gとしては最後になりますけれども、40GHz帯については高い周波数でございますので、まず、具体的なユースケースも含めて、5Gの導入に向けた検討を行うこととしております。また、周波数の帯の下に黄色い点線の枠がございますけれども、先ほどの公共業務用の無線システムのことを記述してありまして、それぞれ廃止、移行、または周波数共用の方向で、これについては毎年フォローアップを実施していくこととしております。

12ページ目を御覧ください。重点的取組の(3)、3つ目になりますけれども、「無線LANのさらなる高度化等に向けた対応」でございます。真ん中に赤い2つの枠がございますけれども、左側の5.2GHz帯については自動車内での利用、右側の6GHz帯については無線LANへの拡張について、いずれも令和4年度末頃までに技術的条件に係る情報通信審議会の一部答申を得ると

いうことで記載しております。また、黄色い点線枠が2つございます。公共業務用無線局のこの2つのシステムは、いずれも無線LANと周波数共用を行う方針としております。

13ページ目になります。4つ目の重点取組、衛星関係ですが、1.7GHz、1.8GHz帯、既にここは携帯電話で利用しておりますけれども、エリア外の山岳地帯などでも既存端末で衛星を介した通信が可能となるように、共用すとか技術的条件について検討を進めていくこととしております。

左下の周波数の帯でございますけれども、フィーダリンク、個々の携帯電話の通信を束ねて地上とやり取りを行う回線になりますが、5Gのほか、黄色の点線枠で書いてありますように、公共業務用無線局との共用を含めた検討を行ってまいります。

14ページでございますけれども、引き続き衛星関係になりますが、左側の非静止衛星コンステレーションでは、高度500キロの衛星については本年8月に制度整備が終わっております。1,200キロの衛星については、令和3年中に技術的条件を取りまとめることとしております。また、右側ですけれども、船舶とか航空機向けのブロードバンド通信を行うESIMということでございますけれども、今年度から既存システムとの共用検討を行うこととしております。

15ページ、5つ目の項目ですが、その他ということで幾つかの項目をまとめております。いずれも重要なものなんですけれども、時間の関係がございますので説明は割愛させていただきまして、最後、スライドの18に飛んでいただければと思います。

スライドの18は、「Beyond 5Gの推進」ということでまとめております。令和2年6月の推進戦略に基づきまして、Beyond 5Gの実現に向けて、電波利用料も活用しながら推進していくということ、技術開発や実証

試験を推進するために、免許手続の緩和について令和4年度中を目途に制度整備すること、こういったことを記載しております。

駆け足になりましたが、説明は以上となります。どうぞよろしくお願ひします。

○日比野会長 御説明ありがとうございました。それでは、本件につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願ひします。

○笹瀬委員 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○日比野会長 お願ひします。

○笹瀬委員 どうもありがとうございました。非常によくできたプランだと思います。質問は、総務省としてローカル5Gをかなりいろいろな面で進めたいと考えておられると思いますけれども、このローカル5Gと、今議論が始まりかけている6Gの関連に関してはどうお考えでしょうか。最後の10ページぐらいかな、少し書いてあるのと、一番最後の18ページですか、THzを使うとか、より高い周波数を考えていると思いますけれども、6Gがいずれ出てきた場合に、そこはどのようなつながりになるのでしょうか。多分、3Gはほとんど終わりかけていますよね。そうすると、巻き取って同じ周波数を4Gで使うと、4Gは当たり前で、5Gがどんどん普及していくことになり、ローカル5Gも、先ほどちょっとお話がありましたように、広域で、広いところで使うという意見もありますけれども、多分ローカル5Gが、いずれ6Gの礎になるような気もするんですけれども、そこはどのような戦略を考えておられるのか、少しお伺いしたいと思います。

以上です。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。6G、Beyond 5Gの推進戦略ということで令和2年6月にまとめたということでございますけれども、具体的に既存のシステムからどのように移行していくかというのは、今後、技

術の発展を見ながら戦略的に取り組んでいく領域だと思います。ローカル5G、あるいは、事業者が提供している5Gのサービス等ございますけれども、それぞれ4Gと比較しますと、周波数、より高いところまで5Gが使うということで、その周波数の使い方も含めて、あるいは使う分野もかなり広がりが出てくるということで、今は4Gと5G、どちらかというところ5Gはより高い周波数を使って、距離が短くても高速の通信ができるとか低遅延の通信ができるという特徴を生かした利用の仕方から始まっていると思いますが、周波数の利用としては、いずれ低い周波数帯でも5Gの技術を活用するという方向に移っていくんじゃないかなと想定されます。

6Gの場合は、THzという周波数帯の活用というお話もありましたように、さらに高い周波数帯で、さらに高速ですとか低消費電力ですとか高信頼性の確保といったことを目指して研究開発あるいは標準化が進められていくことになると思うんですけれども、やはり導入当初というのは、恐らく5Gがかなり普及している段階での6Gのサービスのスタートになると思うんですけれども、より高い周波数を使って、特に5Gよりも高速の通信ができることが求められる領域、そういったところから利用が始まっていくのかなと思います。

そういったことを考えた場合、笹瀬先生が御指摘いただきましたとおり、ローカル5Gというのは、現時点では屋内、例えば工場とかで利用されるケースもこれから増えてくると思うんですけれども、短距離で超高速通信が必要なところが特に6Gの特徴が出やすいと思いますので、そういった領域から徐々に6Gが導入されていくんだらうと思います。またいずれ、下のほうの周波数も、通信規格としては6Gの規格を使うという方向に移行していくんだらうと想定しております。漠然としておりました恐縮ですけれども、お答えになっておりますでしょうか。

○笹瀬委員 どうもありがとうございました。実はあしたから、電子情報通信

学会の大会がありまして、私、この6月まで会長だったんですけれども、その中にもかなり5G、それからBeyond 5Gのセッションが組まれていて、総務省の方からもお話があったりもするんですけれども、そういう意味で非常にいろんな方が、第6期の科学技術・イノベーション基本計画も含めて興味を持っておられて、一番大きいことは、多分5Gから6Gにかけて、やっぱり学会と研究者、企業と国が一丸となってやらないと、なかなか世界で勝てないと思うんですよね。そういう面ではいろいろ、どう施策がされているかに関していろんなところでお話しいたいて、みんなで考えていく必要があるかなと思って、今のような質問をしました。

特に周波数に関しては、例えばTHzを考えると、その技術がないと勝てないですよね。逆に、その技術を日本がしっかりと押さえれば、要するに、デバイスとしては日本の技術を使わざるを得ないということで、どこかを押さえないと、結局全部買ってくるだけになってしまうと勝てないので、そういう意味では、やっぱり特許にしても技術に関しても時間はかかりますので、ぜひ総務省様の御指導の下に、うまく日本の技術、日本の企業が勝てるようにしたいというのが私の希望です。どうぞよろしく願いいたします。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。日本でもやはり、THzとか高い周波数を利用する技術ですとか光ファイバーの技術、優れたものがございますので、民間企業の方々との連携体制をしっかりと構築して、コンソーシアム等の場も設定されていますので、そういった場をフルに活用して、あるいは国際共同研究ということで、戦略的に海外の国々との連携も進めていければと考えております。どうもありがとうございます。

○笹瀬委員 どうもありがとうございました。

○日比野会長 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○日比野会長 兼松代理、どうぞ。

○兼松代理 萩原様、御説明どうもありがとうございました。毎回、アクションプランというのは非常に意欲的にいろんな内容を盛り込んでありまして、なかなか私どもも全部を把握するのは難しいなと思っておるところですけれども、3ページに重点的取組ということで6項目挙げておられますけれども、これ、重点ですから、どれも大事ということなんだろうと思いますが、その中でも、特に総務省としてはこれに力を入れていきたいというようなものがございましたら教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○萩原電波政策課長 ありがとうございます。今回、アクションプランの見直しに関しましては、かなり幅広く、これ、例年ですけれども、様々なシステムについて、あるいは周波数帯について見直しの方向をまとめておりますが、今まさにおっしゃっていただいたとおりでございまして、電波政策懇談会等で御提言いただいた部分ですとか、電波の利用状況調査の結果を踏まえて、今回のプランをつくっているわけですが、その中でも特に重点的なものを、今日限られた時間で御説明させていただくということで抜き出しております。

(5)のその他でまとめているところも、説明は時間の関係で省略させていただきましたけれども、公共ブロードバンドとか、あるいは非常時の通信のエリア確保のための技術検討とか様々なことが入ってございまして、一概に甲乙つけがたいところではあります。今、注目度の高さということで申し上げますと、電波政策懇談会の提言も踏まえまして、5GとかBeyond 5Gの取組ですとか、あるいは公共業務用の無線局については、国の無線局について、今後デジタル化ですとか周波数の移行ですとか、これまで必ずしも明確にできていなかった部分をかなり明確に今後の方策を決めたところがございます。そういう意味でも、今回取り挙げて説明させていただいている項目が特に重要と考えているものでございます。

○兼松代理 ありがとうございます。毎回思うことですが、電波の利用が5G、Beyond 5Gということで非常に電波を確保しなければいけないということで、片や高周波数はありますけれども、そうは言っても、非常に電波の利用できる幅は有限ということもありますので、既存のものをどうやってうまく整理して、移行できるものは移行して、使わないものはやめてもらうということ、これからますますかじ取りが難しくなるのかと思いますが、そういう意味で、今おっしゃったように、公共無線も早く整理をして有効活用していただくことも大事になるのではないかと考えておりますので、今後もその辺のかじ取りはよろしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございます。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。先ほど申し上げなかったんですけども、特にやはり今、電波の利用が進んできておりまして、既にどの周波数帯も全て使われているような状況でございます。ですので、今後ますます複数のシステムで周波数を共用していく技術が重要になり、もっともっと高めていかなきゃいけないなど、今回、プランをまとめながら感じたところでございます。その中でも新しい取組として、今年度中にダイナミック周波数共用システムを実用化していこうということで取り組ませていただいております。引き続き御指導をいただければ幸いです。

○兼松代理 ありがとうございます。

○日比野会長 あと、林委員はいかがでございますでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。私も、最後に荻原課長がおっしゃったダイナミック周波数共用について非常に関心があるんですけども、御説明ありがとうございました。私も非常によくできたアクションプランだと思います。一つ質問としては、ダイナミックな周波数共用のルールづくりにおいては、既存システムと新規のシステムとの間の地理的・時間的な共用条件を予め設定して

おくことが必要と思いますが、具体的な共用条件の設定はどういうかたちで検討が進められているのでしょうか。8頁には、周波数共有の運用スキームが示されており、なるほどなと思って拝見したのですが、敷衍してお聞きできればと存じます。以前もお聞きしたかもしれませんが、その後の進展も含めてご教示いただけましたら幸いです。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。8ページの周波数の帯のところ
で2.3GHz帯の表記のところを御覧いただきたいと思うんですけども、
2.3GHz帯に携帯電話システムを導入しようとした場合に、既に使っているシステムとして、放送用の放送事業者が使っているシステム、これはスポーツの中継とか災害の中継とか、そういったときに移動して使う映像伝送システムでございます。

あと、もう一つが公共業務用の固定局、移動局とございまして、それぞれと共用の条件を検討していく必要はありますが、検討したところ、下のほうの公共業務用の固定局、移動局というのは、あらかじめ一定のルールを決めておけば共用可能だろうということで、今、それは個別に実際の利用する場合のルールを、取決めに向けて検討を進めております。今回、ダイナミック周波数共有という考え方を取り入れるのは、上の放送事業者との共用の部分でございます。ここにありますように、移動して使う無線局ですので、こういったところでいつ使うかというのは、その時々によって変わってくるということで、そういう意味では、ダイナミック共用の適用ケースとして適当なんじゃないかということでございまして、今、これについては携帯電話事業者、放送事業者がARIBの場で協議の場を持ちまして、このデータベースの在り方とか利用の条件とか、そういったところを当事者同士で御議論いただいて、方向性を決めているところでございます。

いずれは、データベースを活用して、放送事業者にあらかじめ運用計画を入

れていただいて、携帯電話事業者は利用するときにはそれを参照していただいて、いつどこで使えるというのを把握して使っていただくというようなシステムを今年度中に構築するという方向で、今進められているところでございます。

○林委員 A R I B の場で検討が進められていること、よく分かりました。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。長田委員、何かございますか。

○長田委員 ありがとうございます。ローカル 5 G の今後の検討の中で、広域での利用に関する検討も進めていくと書いていただいている、これ、地域での期待が非常に大きいところだと思いますので、着実に進めていただければいいなと思っています。

以上です。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。しっかり検討を進めてまいりたいと思います。

○日比野会長 最後、日比野ですけど、特段質問はないのですが、大変適切にまとめられているアクションプランだと思います。言わずもがなですが、今、日本が取り組んでいる S o c i e t y 5 . 0 の実現や、あるいは今後の日本の成長戦略の基盤として、やはり 5 G の整備あるいは B e y o n d 5 G への先行投資、この辺りは重要性を強調し過ぎることがないぐらい非常に重要だと思いますので、ぜひしっかりと取り組んでいただければと思います。

以上です。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。しっかり組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、ほか、特によろしければ、本件はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

○荻原電波政策課長 ありがとうございました。

○日比野会長 それでは、以上で総合通信基盤局の審議を終了させていただきます。総合通信基盤局の職員の皆様は退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局）

(1) 日本放送協会放送受信規約の変更の認可

(諮問第19号)

○日比野会長 それでは、審議を再開いたします。諮問第19号、日本放送協会放送受信規約の変更の認可について、飯倉放送政策課長から説明をお願いいたします。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。総務省の飯倉でございます。資料に基づきまして、私から、日本放送協会放送受信規約の変更の認可ということで御説明させていただきます。

まず、右上のページ番号1ページ、諮問の概要です。日本放送協会から今回、放送法第64条の規定に基づきまして、受信規約の変更ということで認可申請があったものでございます。

次のパラグラフですが、受信規約第12条の2において、受信契約の受信料の支払いを3期分、3期分というのは1期分が2か月ですので6か月ということですが、3期分以上延滞したときは、受信料を支払うほか、1期当たり2%の割合で計算した延滞利息を払わなくてはならないと規定がされていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に鑑みまして、現在、令和2年4月から今年の9月までの間の受信料につきましては、この規定に関わら

ず、支払いを延滞した場合でも延滞利息を発生させないこととするとともに、同期間内はこの利息の計算はしないということが講じられております。これらにつきまして、今般の認可申請につきましては、今もなお受信料の支払いが困難な受信契約者が発生していることを踏まえまして、この措置の期間を来年3月まで延長しようというものでございます。

次のページ、改正の概要であります。新旧対照表につきましては、後ほど御説明いたします。2)の「変更しようとする理由」でありますけれども、先ほど御説明しましたとおり、総務大臣の認可を得まして令和3年3月までの間の受信料につきまして既に猶予する措置を講じておりましたところ、総務大臣の認可を得て一度変更していきまして、その期間を今年の9月まで延長したというところであります。しかしながら、今もなお支払いが困難な受信契約者がいらっしゃるということですので、再度これを延長して、先ほど言いました延滞利息を発生させないこととし、その期間を延滞利息の発生要件として定められている期間に通算しないとするための措置を行うといった理由になっております。

3)「事業収支に及ぼす影響」ということで記載がございますけれども、あくまで時限措置でありますので、NHKさんの今後の事業に影響を及ぼすものではないと考えております。

3の「施行期日」でございますが、令和3年10月1日、来月から施行するとさせていただきます。

4「審査の結果」であります。コロナの影響を踏まえまして、特例措置の期間を延長するというものでございまして、現下の感染症の状況ですとか、なかなか支払い困難な方々がいらっしゃるということ、こういう状況に鑑みまして妥当なものであるとしております。そして、事業運営に影響を及ぼさない範囲で行われるものですので、申請のとおり認可をすることが適当であると認められるとして審査の結果を記載させていただいております。

最後に、9 ページ目に、実際の規約の新旧対照表をつけてありますけれども、右側が現行でして、今現在、付則には、この規約は4月1日から施行するとあって、そちらを左側、変更案ですが、10月1日から施行するとさせていただきます。そして、右側の現行では、今年の9月いっぱいまでということ、変更案では来年3月までと変更したいという新旧対照表になっています。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

○日比野会長 御説明ありがとうございました。それでは、本件につきまして、御意見、御質問等、委員の皆様からお願いいたします。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○日比野会長 兼松代理、どうぞ。

○兼松代理 飯倉様、御説明どうもありがとうございました。この制度は、既に実施しているものを延長するということございまして、これは延滞しても延滞利息は発生しないとするだけなので、支払い義務自体は免除されないの、あと延滞利息を免除してくれという申請も特に必要ないということよろしいんですね。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。延滞利息を免除してくれという申請そのものは発生せずに、自動的に延滞利息が加算されないという扱いになっております。

○兼松代理 ありがとうございます。そのように理解しております。そうしますと、延滞利息は発生しないにしても、延滞自体は発生しているということで、受信料を延滞している方の場合、何か月以上延滞すると解除になるとか、そういう規約になっておるのでしょうか。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。今のところ、解除というよりは、3期分以上の支払いを延滞すると延滞利息がかかるという規定になっておりまして、解除につきましては特に規定はございません。

○兼松代理 ありがとうございます。そうしますと、受信契約上は何か月滞納していても、すぐそれで解除になるということじゃなく、滞納がたまっていくと。それで、NHKのほうで何らかの回収を講じていくということになるんですか。

○飯倉放送政策課長 おっしゃるとおりでございます。

○兼松代理 ありがとうございます。それで今、コロナで支払いが滞っているというものは事業者さんのほうが多いんでしょうか、それとも個人の方も結構あるんでしょうか。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。おおよその数字となりますが、今年の5月時点で申出の件数が14万件ほどございます。このうち、世帯につきましては1万、いわゆる事業所につきましては13万というふうに、事業所のほうが数としては多いと聞いております。

○兼松代理 ありがとうございます。そうしますと、主に事業所向けの対応になるということでございますね。そうしますと、今後は、それを回収するのに、分割して払ってもらえるのかどうするのかということ個別に交渉していくことになるということですね。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。おっしゃるとおりでして、NHKにも確認しておりますけれども、一度にこれを回収するとなかなか事業者の負担にもなりますので、その辺り、分割して支払っていくかどうするかというのは個々に丁寧にやっていくと聞いております。

○兼松代理 了解しました。ありがとうございます。

○日比野会長 よろしいでしょうか。あとの委員の皆さんはいかがでしょう。

林委員、何かありますか。

○林委員 ありがとうございます。じゃ、一言お願いしたいと思います。ご説明ありがとうございます。私も、諮問内容それ自体については異存ございま

せん。むしろ望ましいことだと存じます。ただ1点、手続的なことで気になったことがございますので、発言させていただければ幸いです。資料の4頁に、放送法施行規則が付いておりますが、本件のNHK側のパブコメについてです。本件については、本来は、NHKの経営委員会において、放送法施行規則18条2項の規定による意見公募手続を実施する必要があるかと存じますが、今回はパブコメは経ていないと存じます。

放送法施行規則の附則第3項に基づいて、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて、今回も、NHKの放送受信規約の一部変更について、経営委員会では、同規則18条2項の規定によるパブコメ手続を省略して議決したと理解しています。たしかにコロナという特殊事情は大いにございますけれども、私は、受信契約の変更という受信契約者にとって非常に重要な事項については、できるだけパブコメを行なうことのできる可能性を模索していただきたいと思っています。「公益上、緊急に議決する必要があるため」という一言で、受信契約者の丁寧な声をすくい取る途をふさいで欲しくないという思いがございます。今回は、受信契約者にとっていわば「受益的処分」ですので、現実には、受信契約者に異論や反対はないのかもしれませんが、パブコメ手続で三密になることはありませんし、手続きを前倒しすることで従来よりも短期間でもパブコメすることはできなかったのか、今回のNHKの御判断にやや疑問をもっております。

以上です。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。おっしゃるとおり、付則の3項に基づいて、今回はパブコメを実施しなかったということがございます。しかしながら、我々事務局といたしましても、パブコメを実施することが原則であるということはもちろん認識をしております。確かにコロナの、9月に緊急事態宣言が延長されるといったことも踏まえて、なかなか難しい面もあるのかも

しませんが、パブコメを実施しないということにつきましては限定的に解釈されていくべきだとは考えております。今回の件につきましても、NHKに、その辺りはしっかり今後の運用につきまして確認をしていきたいと思っております。

○林委員 ありがとうございます。今おっしゃったように、NHKはこれだけ受信者の声を大事にしますということを従来から強調しておられるわけですから、パブコメ手続は、受信契約者との最も大事な紐帯の一つですよ。それが今回コロナを理由にできなかったのであれば、その理由を、そっけなく「公益上、緊急に議決する必要があるため」という一言で片づけるんじゃないくて、今回パブコメ手続ができなかった理由について、少なくともホームページ上で受信契約者にもう少し詳しく説明するなりして、一層の説明責任を果たしていただきたかったなと思っております。今後の運用について、NHKと協議しながら御検討いただけるということで、それについては了解致しました。ありがとうございました。

以上でございます。

○飯倉放送政策課長 承知しました。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

長田委員はいかがですか。

○長田委員 ありがとうございます。林先生の御意見を伺っていて、ああ、そういうふうを考えなきゃいけないんだなと改めて学ばせていただきました。ぜひどうぞよろしく願います。

以上です。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。やはりNHKにとって受信者とのコミュニケーションの一つだと思っておりますので、この辺り、丁寧にと先方にもしっかりと伝えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○日比野会長 よろしくお願ひします。

笹瀬委員はいかがですか。

○笹瀬委員 特にコメントはございませんが、一言だけ。こういうことがこれから半年後にまた起こるとなつた場合に、何か最低限のルールってあるんですか。例えば緊急事態宣言が出るとか、そういうのがないと一般の方は納得しませんよね。そういうルールのものは何か、パブコメとかがあれば分かると思うんですけども、みんなが見て納得するよなものがあつたほうがいいかなという気がしました。

以上です。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。現状において延長することを誰も否定する人はいないかなと思いますけれども、どういう状況であれば支払猶予措置を実施するのか、どういう状況になれば通常どおり延滞利息を取るのかという、やはり最後支払猶予措置をやめるときにはそういう判断が必要になってくるのかなと思います。そういう意味では、これから受信契約者とのコミュニケーションを通じて、どの辺りであればというのも、次回、また延長するとなつたときには示せるように準備をしていきたいと思ひます。

○笹瀬委員 よろしくお願ひします。

○日比野会長 ありがとうございます。

日比野からですが、林委員御指摘のポイントは非常に重要だろつと思ひます。今回、足元のコロナ情勢を踏まえて、期間の再延長自体は非常に妥当な感じがするわけですけども、今回もパブコメを実施していないこともあり、周知徹底をよろしくお願ひできればと思ひます。

○飯倉放送政策課長 承知しました。

○日比野会長 よろしくお願ひします。

あとはよろしいですか。ほか、特に御意見等ございませんようでしたら、諮

問第19号は諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

○長田委員 お願いします。

○兼松代理 結構です。

○林委員 賛同いたします。

○笹瀬委員 結構です。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、原案どおり決することといたします。ありがとうございました。

○飯倉放送政策課長 どうもありがとうございました。

○日比野会長 ありがとうございます。

報告事項（情報流通行政局）

（3）令和2年度民間放送事業者の収支状況

○日比野会長 それでは、続きまして、報告事項に参ります。令和2年度民間放送事業者の収支状況についてでございます。堀内地上放送課長、安東衛星・地域放送課長及び廣瀬地域放送推進室長から説明をお願いします。

○堀内地上放送課長 地上放送課長の堀内です。よろしくお願いたします。令和2年度民間放送事業者の収支状況について御説明いたします。

本資料は、地上基幹放送事業者、衛星系放送事業者、有線テレビジョン放送事業者の3つに分類した上で、それぞれの収支状況を掲載しております。私からは、地上基幹放送事業者の収支状況について御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。地上基幹放送事業者の収支状況になります。総括表の上段にありますテレビジョン放送事業者を御覧ください。テレビジョン放送事業者の事業者数は127社となっております。内訳は、テレビジョン

放送単営社が 9 5 社、AM放送テレビジョン放送兼営社が 3 2 社で共に前年度と変更はございません。売上高は 1 兆 8, 9 4 8 億円、営業損益は 7 7 8 億円の黒字、経常損益は 9 7 9 億円の黒字、当期損益は 1, 0 6 3 億円の黒字であり、当期損益を除きまして、いずれも前年度からは減少しております。

次に、総括表の中段にありますラジオ放送事業者を御覧ください。ラジオ放送事業者の事業者数は 6 6 社となっております。内訳は、AM放送単営社が 1 5 社、短波放送単営社が 1 社、FM放送単営社が 5 0 社となっており、FM放送単営社は前年度から 2 社減少いたしました。売上高は 9 1 4 億円、営業損益は 3 0 億円の赤字、経常損益は 5 億円の赤字であり、それぞれ前年度は黒字でしたが、令和 2 年度は赤字になりました。当期損益は 9 億円の黒字であったものの、前年度からは 6 1. 7 %減少しました。特に、AM放送単営社は広告料収入の減少を主な要因として営業損益が 1 5 億円の赤字となるとともに、経常損益が 5 億円の赤字、当期損益が 1 4 億円の赤字となっており、ラジオ放送事業者全体の収支に影響を与えた形となっております。

次に、テレビジョン放送事業者及びラジオ放送事業者全体の合計になります。総括表のラジオ放送事業者の下の欄を御覧ください。テレビジョン放送事業者及びラジオ放送事業者を合わせた売上高は 1 兆 9, 8 6 3 億円、営業損益は 7 4 8 億円の黒字、経常損益は 9 7 4 億円の黒字、当期損益は 1, 0 7 3 億円の黒字となっております。営業損益と経常損益は、それぞれ前年度から 2 0 %を超える減少となっております。コミュニティ放送につきましては、事業者数は 2 9 8 社となっており、前年度から 5 社減少しました。売上高は 1 3 0 億円、営業損益は 4 億円の赤字、経常損益は 4 億円の黒字、当期損益は 0. 9 億円の黒字となっております。

資料の 3 ページ、上段の事業別当期損益の黒字社、赤字社を御覧ください。コミュニティ放送を除いた地上系全体の事業別当期損益の黒字社、赤字社の社

数につきまして、テレビ単営者は黒字社が 83 社、赤字社が 12 社、ラジオ・テレビ兼営社は黒字社が 24 社、赤字社が 8 社、AM・短波単営社は黒字社が 8 社、赤字社が 8 社、FM単営社は黒字社が 31 社、赤字社が 19 社となっており、それぞれで赤字社の数が前年度から増加しました。赤字社の合計につきましても、前年度の 31 社に対し、令和 2 年度は 47 社に増加となっております。

下段の収支状況の推移を御覧ください。コミュニティ放送を除いた売上高及び費用計は、平成 23 年度以降増加傾向でしたが、平成 29 年度以降は減少傾向となり、令和 2 年度は前年度からそれぞれ 11% 程度大きく減少し、規模も 2 兆円を割り込みました。各社に見られる主な傾向として、新型コロナウイルス感染症の影響が、令和元年度においては第 4 四半期のみ及び、令和 2 年度においては、上期からサービス業界を中心として経営的な打撃を受けたことに伴う広告出稿の大幅な減少により、上半期における売上高の大幅な減少が見られたこと、費用の減少については、番組のロケやイベント等が制限されたことが大きく影響したものと見ております。

なお、令和 2 年度の名目 GDP は、前年度から 3.9% の減少であった一方、地上基幹放送事業者の売上高は前年度から 11.7% の減少となり、名目 GDP を大きく上回る減少率となりました。

資料の 4 ページ、上段の営業損益、経常損益及び当期損益の推移を御覧ください。コミュニティ放送を除いたものとなります。営業損益及び経常損益は、平成 23 年度以降増加傾向でしたが、平成 28 年度以降は減少傾向となり、令和元年度は大幅に減少し、令和 2 年度も引き続き、それぞれで前年度から 20% 超の大幅な減少となっております。当期損益は平成 29 年度以降減少傾向でしたが、令和 2 年度は前年度から 15% の増加に転じました。この点につきましては、一部の事業者における有価証券売却益や不動産売却益による大きな特別

利益の計上があったことが当期損益の増加の主な要因となったと見ております。

下段の売上高営業利益率の事業別推移を御覧ください。コミュニティ放送は除いたものとなります。売上高営業利益率は全産業の3.1%に対して、テレビ全体が4.1%、地上系全体が3.8%と全産業の数値を上回った状態を継続しておりますが、平成28年度以降、テレビ全体及び地上系全体のいずれも低下傾向であり、それぞれ全産業との率の差は縮まってきております。また、ラジオについては、FMがマイナス3.1%、AM・短波がマイナス3.6%と、いずれも全産業を大きく下回るとともに、FMは平成21年度以来のマイナスに転じました。FMの大きな減少については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、イベントに付随した公開収録等に係る広告収入の減少が大きかったことが主な要因となっております。

資料の5ページ、売上高、営業損益のキー局等の構成比率の推移を御覧ください。上段は、コミュニティ放送を除いた売上高となります。在京キー局5社、在阪準キー局4社及びその他の社184社の別による売上高の構成について、令和2年度では在京キー局が50.2%、在阪準キー局が10.7%、その他の社は39.2%となっており、在京キー局及び在阪準キー局の9社で全体の6割を超える売上高となっております。

下段は、コミュニティ放送を除いた営業損益となります。営業損益については、在京キー局が70.2%、在阪準キー局が7.1%、その他の社が22.7%となっております。前年度から在京キー局の割合が大幅に増加する一方、その他の社が大幅に減少しております。5年前と10年前との比較では、売上高については在京キー局、在阪準キー局及びその他の社による構成比は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度においてもこれまでの傾向と大きな変化はしていませんが、営業損益の構成比は、在京キー局の割合が70.2%と大幅に増加しております。なお、営業損益の構成比について、リーマン・

ショックの影響を受けて全体の営業損益が大きく減少した平成20年度におきましては、在京キー局の割合が約76%となっており、今回の構成比と近似しておりました。今回のような営業損益の構成比は、地上基幹放送事業者全体が営業損益を大きく減少させた際に見受けられ、業界全体として経済的な影響を受けるような年度においては、相対的により多くのマイナスの影響がローカル局に対して現れるという形になっております。

最後に、資料の6ページ、媒体別広告費の推移を御覧ください。(株)電通が公表している日本の広告費を基に作成したグラフとなります。令和2年の日本の総広告費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による各種イベントや広告販促キャンペーンの延期・中止により大幅に減少しました。東日本大震災があった平成23年以来9年ぶりのマイナス成長であり、リーマン・ショックの影響を受けた平成21年に次ぐ下げ幅となります。総広告費が大幅減となる中、インターネット広告費は2兆2,290億円に増加した一方、テレビ広告費は1兆5,386億円に減少しました。対前年11.3%の減となります。また、ラジオ広告費も前年から減少しております。

なお、インターネット広告費には、マスコミ四媒体由来のデジタル広告も含まれております。放送関係では、テレビメディアデジタルが173億円、ラジオデジタルが11億円となっております。これらの広告費は、前年から10%の増加となる成長を見せております。この点につきましては、ラジオについては、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛やリモートワークの普及によりradikoの聴取率が伸びたこと、また、テレビについてもTVerがユーザー数を大きく伸ばしたことが主な要因と電通において分析されております。

地上基幹放送事業者に関する御説明は以上となります。

○安東衛星・地域放送課長

衛星・地域放送課長の安東です。よろしくお願いいたします。令和2年度衛星系放送事業者の収支状況について御説明いたします。

資料の7ページを御覧ください。衛星系放送事業者の収支は、NHKと放送大学学園を除いた民間事業者の収支状況となっております。

資料の一番下にあります合計のうち衛星放送事業の欄を御覧ください。令和2年度におきましては、営業収支の合計は約3,386億円、営業費用の合計は約3,081億円、営業損益の合計は約305億円となっております。主に衛星基幹放送におきまして傾向が顕著でございますが、営業費用の減少幅のほうが営業収益の減少幅より大きかったことから、前年度と比較いたしまして営業損益は約2.2%の増加となっております。

次に、表の上のほうに目を転じていただきまして、個別の御説明をさせていただきます。

まず、衛星基幹放送の部分でございますが、事業者数は40社、前年と比較しまして2社減少しております。衛星放送事業に係る営業損益は約264億円で、前年度と比較しますと約6.7%の増加となっております。

衛星基幹放送のうちBSテレビジョン放送について御説明いたします。衛星放送事業に係る営業損益は約222億円で、前年度と比較しますと約6.1%の増加となっております。キー局に限りますと、営業損益は約83億円で、前年度と比較しますと約26.5%の増加となっております。営業収入については、外出自粛のための巣籠もり生活が続く中、広告収入自体は引き続き減少傾向でございますが、通信販売系の番組に関しては増加をしているものでございます。また、営業費用につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、国内外でのロケの減少等による番組制作費の減少が主な要因となっております。なお、4K放送につきましては、昨年と比較してレギュラー番組などが少しずつ増加している傾向にあります。他方、4K放送専用の番組素材、編集機材等

が必要となることから、依然利益を圧迫している状況にありますが、業務の効率化等を図るなど工夫が進められております。

衛星基幹放送のうち110度CS放送につきましては、衛星放送事業に係る営業損益は約41億円となっております。前年度と比較しますと約9.7%の増加となっております。営業費用につきましては、スポーツ大会や演劇等の延期や中止により番組制作費が減少しているものでございます。

衛星一般放送につきましては、東経124/128度CS放送でございますが、加入者の減少によりまして、テレビジョン放送における衛星放送事業の営業損益に関しては約15億円で、前年度と比べ約12.8%の減少、音声放送における衛星放送事業の営業損益に関しては約26億円で、前年度と比べ約22.8%の減少となっております。

なお、衛星一般放送の全事業の欄の当期損益の欄が約マイナス115億円となっております。こちらは、音声放送を行う衛星一般放送事業者のうちの1社の衛星放送事業以外の事業に起因するものでございます。具体的には、コロナによる特別損失を計上したことによるものです。なお、同社の衛星放送事業に係る収支は黒字でございます。

8ページ目を御覧ください。上半分に黒字社、赤字社の数をグラフにお示しております。赤字社につきましては、令和2年度には4社となっており、前年度の7社より減少しております。下半分の表でございますが、それぞれBS放送、東経110度CS放送、衛星一般放送の衛星放送事業に係る収支状況につきまして、過去10年の経年推移をお示しております。時間の関係で詳細な御説明は割愛させていただきますが、BS放送の営業損益は前年度比で横ばい、東経110度CS放送及び衛星一般放送の営業損益は微減傾向となっておりますところでございます。

以上でございます。

○廣瀬地域放送推進室長 最後に、有線テレビジョン放送事業者の収支状況について御説明させていただきます。地域放送推進室長の廣瀬です。よろしくお願いいたします。

9 ページの上の表ですけれども、有線テレビジョン放送事業者のこの収支状況の対象ですが、対象事業者数 274 として計算しております。こちら、表の注 1 にありますように、自主放送を行う登録一般放送事業者のうち営利法人に限って集計したものでして、IP マルチキャスト方式による放送を行っている事業者等は除いたものでございます。合計 274 となっております、去年と一緒という形になっています。

大きく分けてケーブルの場合は、ケーブルを含めた全事業の総額と、その内訳としてのケーブルテレビ事業ということで記載しております。

まず、全事業の総額ですが、営業収益約 1.5 兆円、営業費用 1.4 兆円、営業損益 1,700 億円ということで、去年よりも若干増えているという状況でございます。そのうちケーブルテレビ事業につきましては、一番下のグラフを見ていただくと分かりやすいんですけども、一番下のグラフの一番右側が令和 2 年度ですが、こちらの営業収益約 5,000 億円、営業費用が 4,488 億円、営業利益が 518 億円となっておりますけれども、全体として見ますと、ケーブルテレビ事業者が行っている事業の全体の収益で言うと 3 分の 1 ぐらいということで 5,000 億円ぐらいで推移しているんですが、平成 28 年度からほぼ横ばいになっておりまして、全事業の総額が、一番上の表にありますように、微増の中でケーブルテレビ事業の収支状況については、営業収益、営業費用、営業利益ともに、ここ 5 年間横ばいで推移していると、そういった状況でございます。

以上でございます。

○日比野会長 御説明ありがとうございました。それでは、本件に関しまして

の御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○日比野会長 兼松代理、お願いします。

○兼松代理 御説明どうもありがとうございました。地上放送につきましてですけれども、たまたま特別利益で黒字になっている部分はあるけれども、全体的には非常に厳しい状況にあると。特にラジオに関しましてはかなり厳しいと理解しておりますけれども、たしか今後、AMはFMに移行していくと理解していたんですけれども、そのような理解で正しいでしょうか。

○堀内地上放送課長 御質問ありがとうございます。兼松委員から御指摘いただきましたFM転換につきましては、政府としてAMからFMへの転換を強制するというものではございませんが、事業者の経営判断によってFMに転換することができる環境を整備しようとしているものでございます。実際には、令和5年11月以降を目途といたしまして、先行的にFM転換の取組を行いたいとする事業者が円滑に移行できるように、これから総務省におきましても実証実験等の関連の制度について検討していきたいと考えております。具体的には、令和3年から令和4年ぐらいにかけて制度改正の検討を行い、そういった取組を行いたいという事業者に対してサポートしてまいりたいと考えております。

○兼松代理 ありがとうございます。ラジオの中でも、特にやはりAMはかなり経営が厳しい状況にあるように見受けられますので、今後、統合なり転換なりが進んでいくのではないかと理解しますけれども、総務省におきましても、その辺、もちろん強制するものではないですけれども、より経営が厳しくなったものについては移行なり統合なりということで、しっかり見ていていただきたいなと思っております。

○堀内地上放送課長 御指摘ありがとうございます。承知いたしました。

○日比野会長 ありがとうございます。

あと、林委員、いかがでしょう。

○林委員 ありがとうございます。林からは特にございません。御説明ありがとうございました。

○日比野会長 承知しました。

長田委員はいかがですか。

○長田委員 長田からもございません。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

笹瀬委員はいかがでしょう。

○笹瀬委員 笹瀬です。1点教えていただきたいんですけども、地上波に比べて有線系はさほど落ちてないというのは、何か理由があるのでしょうか。

○廣瀬地域放送推進室長 地域放送推進室の廣瀬です。

まず、有線系につきましては、全事業の総額については微増になっております。これは、有線テレビジョン放送事業者というのは、一般的に有線テレビのほかインターネットを中心とした通信を取り扱っていることから、逆にコロナで、その通信の部分は多少増えているという背景事情があると考えております。

それから、ケーブルテレビ事業のケーブルテレビ専門の部分ですけども、こちらはケーブルテレビの主たる事業、大きく3つありまして、地上波テレビの再放送と多チャンネルとコミュニティチャンネルという構成になっております。コミュニティチャンネルはそこだけでお金をもらっているわけではないので大きな影響を及ぼさないと考えておりますが、他方、多チャンネルのほうは、コロナというよりも、インターネットで動画が簡単に見られるというところの影響は受けつつあるが、今のところ、これを見る限りは、ケーブルとしては大きな影響は出ていない。

あと、地上波の再放送の部分のところは、お客さんからお金をもらっている

部分で直接広告というところで動いている部分ではないので、地上波と同等な動きはしてないと考えております。

以上です。

○笹瀬委員 ありがとうございます。地上波のテレビを見ると、やはり質が悪いというか、大体見て分かりますように、売上げは下がっていて費用も下がっているというのは、ロケも含めて、どちらかというところ、お笑い芸人がやっているような番組がクイズばかりになっていて、若い方を含めて、やっぱりインターネットで見たほうがはるかにいろんなものが見られるということで、もう本質的に、やっぱり質もかなり依存しているかなという気がするんですね。そういう意味では、これはもうインターネットのほうに移っていくのは仕方がないと思います。

ただ一方、御存じのとおり、5Gとか含めて、やっぱり無線を使って動画を見るニーズは高いので、電波の有効利用という点から考えるべきだと思います。やはり動画を見ている人が多いということは、無線LANなり携帯で見ている方が多いわけですね。ですから、放送と通信の融合という言い方が難しいかもしれませんが、電波の有効利用という点から考えると、地上波のテレビの視聴が減ってくるというのは仕方がないような気がします。

以上です。コメントでした。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、このほか、何か特にございませんようでしたら、本報告事項について以上で終了したいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、以上で情報流通行政局の審議を終了いたします。情報流通行政局の職員は退室をお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○日比野会長 それでは、本日はこれにて終了ということになります。答申した旨の通知につきましては、所定の手続によって事務局から総務大臣宛てに提出してください。なお、次回開催は10月6日水曜日の10時からを予定しております。

それでは、本日の審議会、以上で閉会といたします。ありがとうございました。